



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月2日火曜日 第2458号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 301

理容師法による講習会の指定..... (業務衛生課) ... 301

美容師法による講習会の指定..... (") ... 301

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧 (3件) (農地整備課) ... 302

土地改良事業の工事の完了..... (") ... 302

保安林の指定の解除 (2件) (森林整備課) ... 302

保安林の指定施業要件の変更予定 (4件) (") ... 302

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 303

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (") ... 303

公共測量の終了の通知 (2件) (道路維持課) ... 304

県営住宅の家賃の収納事務の委託..... (建築住宅課) ... 304

県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場の使用料の収納事務の委託..... (") ... 304

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 304

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 307

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 307

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表 (2件) (監査事務局) ... 307

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ... 309

愛媛海区漁業調整委員会指示..... (") ... 309

告 示

○愛媛県告示第341号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	公立学校共済組合	平成28年3月25日まで

○愛媛県告示第342号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階

財団法人理容師美容師試験研修センター

- 講習日
平成25年8月12日、平成25年8月19日、平成25年8月26日の3日間

- 講習場所
松山市北持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館

- 受講料
18,000円

○愛媛県告示第343号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟

9階

財団法人理容師美容師試験研修センター

3 講習日

平成25年8月12日、平成25年8月19日、平成25年8月26日の3日間

4 講習場所

松山市北持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料

18,000円

○愛媛県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市野村町野村、西、蔵良、鳥鹿野及び釜川並びに同市城川町川津南、魚成、古市及び田穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・東宇和東部地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年4月3日から5月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁、野村支所及び城川支所

○愛媛県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市野村町予子林、野村、阿下、中通川及び蔵良並びに同市城川町田穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・東宇和東部地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年4月3日から5月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁、野村支所及び城川支所

○愛媛県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市野村町坂石、西、鎌田、平野、高瀬、野村及び阿下並びに同市城川町嘉喜尾、男河内及び魚成地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦

覧に供する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・東宇和東部地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年4月3日から5月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁、野村支所及び城川支所

○愛媛県告示第347号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	生田地区	平成25年2月28日

○愛媛県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

大洲市長浜町出海丙8の5

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡愛南町緑甲1226の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第350号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13、玉川町與和木字コセプラ甲572、字コセプラ甲860の1、乙6の3、乙9の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第351号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市玉川町小鴨部字三谷乙96の2、字天ヶ森乙148の2、字ゾゴノ谷乙166、字谷山乙176の2、乙207の2、乙218の1から乙218の3まで、字黒谷乙197、字禅ヶ乙220の2、乙221の2、乙221の11から乙221の14まで、乙222の2、乙222の3、乙223の1、乙226の1、字中山乙249の1、乙249の4、乙255の5、字大谷乙311、玉川町細寺字山ノ神乙224、字ズ井京乙231、字棚田乙266の1、玉川町鈍川字コシト庚170の1、庚170の28、字マトコヤ越庚198の1、庚198の39から庚198の42まで、字金山庚238の1、字金山赤土庚241の1、庚241の33、字ナカヲ庚352の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第352号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成2年4月9日農林水産省告示第514号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第353号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成4年3月13日農林水産省告示第334号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第354号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成25年4月2日から4月15日まで

○愛媛県告示第355号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第9号に基づき、コイがコイへ

ルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成25年4月1日次のとおり定めた。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 7 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成24年11月20日から
平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市

○愛媛県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（1/2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成24年5月15日から
平成25年3月21日まで
- 3 作業地域 愛南町

○愛媛県告示第358号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務

- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第359号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
愛媛県営住宅管理グループ
代表者 株式会社第一ビルサービス
構成員 新日本建設株式会社
広島市中区大手町五丁目3番12号
- 3 委託期間
平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第360号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年4月2日

愛媛県西条保健所長 新山徹二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉雅和
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
(1) 製品化工程排ガス水洗塔（43T-794）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号夕 塵ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり3,500立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後14日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 48 最大 72	

備考 汚水等は、OBT酸素ばつ気式活性汚泥処理施設にて処理する。

(2) 膜入口1段目気液分離塔(D-991)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり500立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.4

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(3) 膜出口気液分離塔(D-993)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり500立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) OBT酸素ばつ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年 1月31日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばつ気式活性汚泥処理方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製

処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 968.2 最大 1,162.6	通常 205.5 最大 287.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 436.4 最大 881.5	通常 33.4 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,223.3 最大 1,500.2	通常 207.2 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.5 最大 31.9	通常 3.2 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5,060 最大 6,026	通常 5,060 最大 6,026	

(2) N B T新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日
処理施設の種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型 式	散気式活性汚泥処理方式
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び散気式活性汚泥方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 538.2 最大 1,242.1	通常 124.6 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 426.5 最大 862.1	通常 33.7 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 608.0 最大 717.6	通常 213.6 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 34.9 最大 68.9	通常 5.1 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 13,172 最大 15,380	通常 13,172 最大 15,380	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.36 最大 35.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.46 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.23 最大 30.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0
	汚水等の1日当たりの量	通常 246,699 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 10.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 4月 2日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成25年 3月25日
- 指定道路の位置
四国中央市川之江町字松之本2447番1の一部、2448番1の一部、2448番3の一部及び2448番3地先水路
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 53.56メートル
 - 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第361号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 3月19日	特定非営利活動法人花	河 野 巧	松山市辻町13番15号	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 4月 2日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成24年 5月23日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	5,684,960	29,482,483	35,167,443	平成24年 5月31日現在
22年度	5,955,380	35,736,293	41,691,673	
差引増減	270,420	6,253,810	6,524,230	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。
また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期毎に徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。
今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成23年12月31日現在	平成24年度への繰越額(平成23年度未現在)	平成24年12月31日現在
平成23年度分	5,146,960	5,684,960	5,583,840
滞納繰越分	40,329,563	29,482,483	29,294,513
計 ①	45,476,523	35,167,443	34,878,353
平成24年度分②			4,994,290
合計(①+②)	45,476,523	35,167,443	39,872,643

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成24年 5月17日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	2,415,880	6,172,768	8,588,648	平成24年 5月 31日現在
22年度	1,728,470	8,594,408	10,322,878	
差引増減	687,410	2,421,640	1,734,230	

（措置の内容）

収入未済額については、督促状の送付、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。なお、今後発生する負担金については、面接やケース訪問時を利用し、期限内納入の啓発に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成23年12月31日現在	平成24年度への繰越額（平成23年度末現在）	平成24年12月31日現在
平成23年度分	1,961,140	2,415,880	2,257,880
滞納繰越分	6,507,718	6,172,768	5,653,278
計 ①	8,468,858	8,588,648	7,911,158
平成24年度分②			2,141,000
合計（①+②）	8,468,858	8,588,648	10,052,158

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 児 童 相 談 所	平成24年 5月15日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	888,910	2,785,470	3,674,380	平成24年 5月 31日現在
22年度	1,066,030	3,145,840	4,211,870	
差引増減	177,120	360,370	537,490	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期毎に開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成24年度に繰り越した未収金3,674,380円のうち、平成24年12月末現在13,640円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成23年12月31日現在	平成24年度への繰越額（平成23年度末現在）	平成24年12月31日現在
平成23年度分	716,450	888,910	888,910
滞納繰越分	2,906,650	2,785,470	2,373,630
計 ①	3,623,100	3,674,380	3,262,540

平成24年度分②			1,166,060
合計（①+②）	3,623,100	3,674,380	4,428,600

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成24年 9月 3日

（監査の結果）

職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、相手方への被害並びに当該車両及び相手車両の毀損があった。

（措置の内容）

1 県警においては、交通事故の実態を踏まえ、3つの施策を重点に職員の交通事故防止に取り組んでいる。

(1) 一つは、「事故防止に対する意識付けの徹底」である。

具体的には、

朝礼等を活用した、職員同士の体験発表による注意喚起

幹部立会による運行前車両点検、整備の実施による愛車精神の醸成

随時監察や各種会議等における、タイムリーな事故実例を教材とした事故防止教養

などを繰り返し、全職員に対する事故防止意識の高揚と浸透の徹底を図っている。

(2) 二つは、「運転技能訓練の強化」である。

若手職員等の運転技術未熟に起因する事故を防止するため、

各署に配属される前の警察学校初任科生を対象に、二輪乗車等における運転技能訓練

署に配置の若手職員を対象に、自動車教習所などにおける運転技能訓練

を行い、運転技術向上に努めている。

(3) 三つは、「交通事故当事者に対する再発防止対策」である。

公用・私用を問わず、事故を起こした職員に対し、

運転適性検査の再実施

実技指導の再実施

本部主管課幹部による現地指導

などを実施し、再び事故をじゃっ起させない対策を推進している。

2 これら、「意識付けの徹底」「訓練強化」「再発防止対策」の施策を併合的に進めるとともに、事故発生時の損失や影響を理解させる職場教養を行い、職員の交通事故防止の徹底を図っている。

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 4月 2日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
環 境 政 策 課	平成25年 1月11日

（監査の結果）

キスケ株式会社に対する平成23年度愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金について、補助対象経費である工事請負代金額の積算内容に誤りがあったため、281,000円が過大に交付されていた。補助金の交付に係る審査を適正に行われたい。

(措置の内容)

過大に交付していた補助金281,000円について、平成25年2月5日付けでキスケ株式会社から実績の再報告を受け、補助金額の再確定を行うとともに、過大に交付していた補助金の返還命令を行い、平成25年2月22日付けで当該金額の返還を確認した。

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成25年4月1日次のとおり指示した。

平成25年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 本 多 義 雄

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第92号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、平成25年4月1日に次のとおり指示した。

平成25年4月2日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。